

入札告示

札幌市告示第 1703 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 3 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目
札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030
メールアドレス shisetsukanri.shobo@city.sapporo.jp
- 2 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称 消防局産業廃棄物処理業務
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 委託者の指定する場所
 - (5) 入札方法 総価で行う。ただし、入札書に記載する金額にあっては、算出書（別添様式）に掲げる各項目の単価をそれぞれ見積り（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）、その各単価に本市が指定する予定数を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書には算出書を添付し、ホチキス留めのうえ割印すること。なお、決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額（総価の場合、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
 - (5) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「廃棄物処理業」に登録されている者のうち、契約書に示す種類の産業廃棄物について、「収集運搬」は北海道知事または札幌市長の、「処分」は処分場所を管轄する首長の許可を受けた者であること。
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記 1 に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和3年3月31日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所 次のおりとする。
令和3年4月1日（木）10時00分 札幌市消防局3階 施設管理課

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3(5)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（産業廃棄物の「収集運搬」と「処分」の許可証写し）を上記4(3)に掲げる期限までに、入札書とは別に提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。